

4 帳簿の保存

(適格請求書等保存方式における帳簿に記載が必要な事項)

問 109 令和 5 年 10 月 1 日から、仕入税額控除の方式は、「適格請求書等保存方式」となりましたが、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿の記載事項について教えてください。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

令和元年 9 月 30 日まで、仕入税額控除については、一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされていました（請求書等保存方式）。

また、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日（適格請求書等保存方式の開始前）までの間は、この仕入税額控除の要件について、請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れかの区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存が要件とされていました（区分記載請求書等保存方式）。

具体的には、請求書等保存方式において必要とされている記載事項に、次の事項が追加されています（28 年改正法附則 34②）。

1 帳簿

課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合にはその旨

2 区分記載請求書等

- ・ 課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨
- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額

令和 5 年 10 月 1 日から開始された適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が要件とされているところ、保存すべき帳簿の記載事項については次のとおりであり、区分記載請求書等保存方式の下での帳簿の記載事項と同様です（相手方の登録番号の記載は不要です。）。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

（参考）取引先コード等による表示

帳簿に記載する課税仕入れの相手方の氏名又は名称は、取引先コード等の記号・番号等による表示で差し支えありません。

また、課税仕入れに係る資産又は役務の内容についても、商品コード等の記号・番号等による表示で差し支えありませんが、この場合、課税資産の譲渡等であるか、また、軽減対象課税資産の譲渡等に係るものであるときは、軽減対象課税資産の譲渡等に係るものであるかの判別が明らかとなるものである必要があります（基通 11－6－1）。

- 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式の帳簿の記載事項の比較（消法 30⑧、28 年改正法附則 34②、旧消法 30⑧）

請求書等保存方式 (令和元年9月30日まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日から)
① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容 ④ 課税仕入れに係る支払対価 の額	① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容 (課税仕入れが他の者から受け た軽減対象資産の譲渡等に係 るものである場合には、資産 の内容及び軽減対象資産の譲 渡等に係るものである旨) ④ 課税仕入れに係る支払対価 の額	① 課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は 役務の内容 (課税仕入れが他の者から受け た軽減対象課税資産の譲渡等 に係るものである場合には、 資産の内容及び軽減対象課税 資産の譲渡等に係るものであ る旨) ④ 課税仕入れに係る支払対価 の額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式における帳簿の記載事項に
下線部分が追加されています。

2 適格請求書等保存方式の下でも、区分記載請求書等保存方式における帳簿の記載事
項と同様の記載事項です。

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項)

問 110 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などは、請求書等の保存が不要で、一定の
事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができるそうですが、この場合の
帳簿への記載事項について教えてください。【令和5年10月改訂】【令和6年4月改訂】

【答】

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の
事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます（消法30⑦、消令49①、消規15
の4）。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の
際に回収される取引（①に該当するものを除きます。以下「回収特例」といいます。）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商
品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵
便ポストにより差し出されたものに限りします。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤
手当）

この場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要とな

ります。

- ・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入に該当する旨

例：①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」

⑦に該当する場合、「自販機」、「A T M」

- ・ 仕入の相手方の住所又は所在地

例：②に該当する場合（3万円以上のもの）、「〇〇施設 入場券」

（注） 帳簿に仕入の相手方の住所又は所在地の記載が不要な課税仕入は、次のとおりです（令和5年国税庁告示第26号）。

イ 上記①の課税仕入

ロ 上記②の課税仕入のうち3万円未満のもの

ハ 上記③から⑥の課税仕入（③から⑤に係る課税仕入については、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り、⑥に係る課税仕入については、事業者以外の者から受けるものに限ります。）

ニ 上記⑦から⑨の課税仕入

（参考） 古物営業を営む場合、古物営業法において、商品を仕入れた際の対価の総額が1万円以上（税込み）の場合には、帳簿（いわゆる「古物台帳」）に①取引年月日、②古物の品目及び数量、③古物の特徴、④相手方の住所、氏名、職業及び年齢、⑤相手方の確認方法を記載し、保存しなければならないこととされています（古物営業法16、18）。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項は、「①課税仕入の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地（古物台帳に、取引の相手方の氏名や住所を記載することとされていない場合には不要）」、「②課税仕入を行った年月日」、「③課税仕入に係る資産又は役務の内容」、「④課税仕入に係る支払対価の額」、「⑤帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入に該当する旨」ですが、古物台帳には①から④の事項が記載されていることになります。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項としては、⑤の事項も必要となるため、古物台帳と⑤の事項について記載した帳簿（総勘定元帳等）を合わせて保存することで、帳簿の保存要件を満たすことができます。

この場合、古物台帳については帳簿の保存期間（課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間）保存しておく必要がある点にご留意ください（消令71②）。

(自動販売機特例又は回収特例における3万円未満の判定単位)

問 110-2 帳簿の記載事項である「仕入れの相手方の住所又は所在地」の記載が不要となる、自動販売機や自動サービス機からの商品の購入等又は3万円未満の課税仕入れについて回収特例が適用される取引かどうかは、どのような単位で判定するのですか。【令和6年4月追加】

【答】

売手における適格請求書の交付義務が免除されている3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等又は適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限ります。)については、帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地を記載する必要はありません(消令49①、令和5年国税庁告示第26号)。

これらの取引に該当するかどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

例：① 自動販売機で飲料(1本150円)を20本(3,000円)購入する場合

⇒1回の商品購入金額(1本150円)で判定

② ○○施設の入場券(1枚2,000円)を4枚(8,000円)購入し使用する場合

⇒1回の使用金額(4枚8,000円)で判定

【帳簿の記載イメージ】

会議の際に提供する飲み物として、自動販売機で飲料(1本150円)を20本(3,000円)購入した場合

総勘定元帳(会議費)					(株)○○	
XX年		摘要	借方	貸方		
月	日					
2	8	自販機 飲料※	3,000			
⋮	⋮	⋮	⋮			

※は軽減税率対象品目

従業員の福利厚生目的で○○施設の入場券(1枚2,000円)を4枚(8,000円)購入し使用した場合

総勘定元帳(福利厚生費)					(株)○○	
XX年		摘要	借方	貸方		
月	日					
2	8	○○施設入場券	8,000			
⋮	⋮	⋮	⋮			

(一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置)

問 111 一定規模以下の事業者は、1 万円未満の課税仕入れについて、一定期間、適格請求書の保存を要しないとのことですが、その内容について教えてください。【令和 5 年 4 月追加】
【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

基準期間^{※1}における課税売上高が 1 億円以下又は特定期間^{※2}における課税売上高^{※3}が 5 千万円以下である事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿^{※4}のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています（28 年改正法附則 53 の 2、改正令附則 24 の 2 ①）。

※ 1 基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます（消法 2 ①十四）。

2 特定期間とは、個人事業者についてはその年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、法人についてはその事業年度の前事業年度開始の日以後 6 月の期間をいいます（消法 9 の 2 ④）。

3 特定期間における課税売上高については、納税義務の判定における場合と異なり、課税売上高に代えて給与支払額の合計額によることはできません。

4 当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

（注） 1 新たに設立した法人における基準期間のない課税期間については、特定期間の課税売上高が 5 千万円超となった場合であっても、当該課税期間について、本経過措置の適用を受けることができます。

2 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が 1 万円未満である場合には本経過措置の対象となります。

(一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置における 1 万円未満の判定単位)

問 112 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）については、1 万円未満の課税仕入れが対象とのことですが、どのような単位となりますか。【令和 5 年 4 月追加】
【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

一定規模以下の事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています（28 年改正法附則 53 の 2、改正令附則 24 の 2 ①）。

また、ここでのいう「課税仕入れに係る支払対価の額が 1 万円未満」に該当するか否かについては、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が 1 万円未満かどうかで判定するため、課税仕入れに係る一商品ごとの金額により判定するものではありません。この考え方は、公共交通機関特例における「3 万円未満の公共交通機関による旅客の運送」の判定と同様です。この考え方の詳細については、問 43《公共交通機関特例の 3 万円未満の判定単位》をご参照ください。

なお、基本的には、取引ごとに納品書や請求書といった書類等の交付又は提供を受けることが一般的であるため、そのような書類等の単位で判定することが考えられます。

（注） 月まとめ請求書のように複数の取引をまとめた単位により判定することとはならないことにご留意ください。

例：① 5,000 円の商品を XX 月 3 日に購入、7,000 円の商品を XX 月 10 日に購入し、それぞれで請求・精算

⇒ それぞれ 1 万円未満の取引となり、本経過措置の対象

② 5,000 円の商品と 7,000 円の商品（合計額 12,000 円）を同時に購入

⇒ 1 万円以上の取引となり、本経過措置の対象外

③ 1 回 8,000 円のクリーニングを XX 月 2 日に 1 回、XX 月 15 日に 1 回行い、それぞれで請求・精算

⇒ それぞれ 1 万円未満の取引となり、本経過措置の対象

④ 月額 100,000 円の清掃業務（稼働日数：12 日）

⇒ 1 万円以上の取引となり、本経過措置の対象外